

平成 25 年田野畑村告示第 30 号

田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付要綱を次のように定め、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 3 月 18 日

田野畑村長 上 机 莞 治

田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、村民の環境に対する意識の高揚及びクリーンエネルギーの普及並びに自給率の向上を図るため、住宅用再生エネルギー等利用設備(以下「再生エネルギー利用設備」という。)を設置するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、田野畑村補助金交付規則(昭和 37 年田野畑村規則第 2 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備基準)

第 2 条 補助金の交付対象再生エネルギー利用設備基準は、次の設備の各項目を満たすものとする。

(1) 太陽光発電

ア 住宅の屋根等へ設置する太陽光発電によるものであること。

イ 太陽電池の最大出力の合計値(キロワットを単位とし、小数点第 3 位を切り捨て、以下同じ。)が 10 キロワット未満であること。

ウ 価格が、1 キロワットあたり 60 万円以下(税別)であること。

(2) 太陽熱利用設備

ア 住宅用の太陽熱を利用した給湯、暖房等に使用するものであること。

(3) 木質バイオマス熱利用設備

ア 木質ペレット、チップ又は薪を燃料に使用するものであること。

イ 木質ペレットストーブ、2 次燃焼以上の燃焼方式の設備であること。

2 前項の対象設備は、未使用品で、岩手県内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者等と工事請負契約等を締結する利用設備であること。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象は、次のいずれかに該当する者であること。ただし、村税並びに村に納付すべき公共料金その他債務を滞納している者及び過去に本補助金の交付を受けた者は、その対象とならない。

(1) 自らが居住し又は居住しようとする村内の戸建て住宅に再生エネルギー利用設備を設置する者

(2) 自らが居住する目的で、再生エネルギー利用設備が設置された村内の建売住宅を購入する者

(3) 太陽光発電にあつては、自ら電力会社と低圧太陽光発電設備系統余剰電力売電契約を結ぶ者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電は、太陽電池の最大出力の合計値に5万円を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。
- (2) 太陽熱利用設備は、設置費用の3分の1以内とし、5万円を限度とする。
- (3) 木質バイオマス熱利用設備は、設置費用の2分の1以内とし、5万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 再生エネルギー利用設備を設置しようとする住宅の位置図
- (2) 再生エネルギー利用設備の設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- (3) 再生エネルギー利用設備を構成する機器の型式及び出力等が確認できる書類の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、補助金を交付すべきと認めるときは再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付すべきでない認めるときは再生可能エネルギー等導入促進費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第7条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請した内容を変更する場合又は再生エネルギー利用設備設置を中止しようとするときは、速やかに再生可能エネルギー等導入促進費補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、再生エネルギー利用設備完了日又は再生エネルギー利用設備の設置された建売住宅の引渡し完了日から起算して30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに再生可能エネルギー等導入促進費補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 再生エネルギー利用設備の設置状況
- (2) 再生エネルギー利用設備の設置に要した経費に係る領収書の写し
- (3) 電力会社との低圧太陽光発電設備系統連系余剰電力売電契約書の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第9条 村長は、前条の規定する実績報告書の提出があったときは、補助金交付額を確定し、再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付請求書(様式第7条)による請求をしなければならない。

2 村長は、前項の請求により補助金の交付をするものとする。

(補助金交付の制限)

第11条 既にこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けている者に対しては、補助金を交付しない。

(処分の制限)

第12条 補助事業者は、発電システムの法定耐用年数の期間内において、当該発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ再生可能エネルギー等導入促進費補助金に係るシステムの財産処分承認申請書(様式第8号)により処分の申請を行い、村長の承認を得なければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 村長は、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前条に規定する村長の承認を受けずに当該再生エネルギー利用設備を処分したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業者が補助金を再生エネルギー利用設備以外の用途に使用した場合など、村長が相当の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された補助事業者が、既に補助金の交付を受けているときは、村長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(協力)

第14条 村長は、補助事業者に対し、必要に応じて売電量及び買電量等のデータの提供、その他の協力を求めることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

様式第1号(第5条関係)

平成 年 月 日

田野畑村長あて

申請者 住所
氏名 印
電話番号

田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付申請書

田野畑村住再生可能エネルギー等導入促進費補助金要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

再生エネルギー利用設備を設置する場所	田野畑村		
工事着工(予定)日	年	月	日
工事完了又は引き渡し予定日	年	月	日
再生可能エネルギー	太陽電池の最大出力合計値	kW(小数点第3位を切り捨て)	
	太陽熱利用設備	規模・能力	
		製造元	
	木質ペレット等利用設備	規模・能力	
製造元			
設置に要する経費(税抜き)	円		
補助金交付申請額	円		
発電システムを設置する建物等の種別	1 住宅の新築に併せてシステムを設置する。 2 住宅を購入し、再生エネルギー利用設備を設置する。 3 再生エネルギー利用設備が設置された住宅を購入する。 4 既存の住宅に再生エネルギー利用設備を設置する。 [1~3の場合 入居予定 年 月]		
工事施工業者			

この補助金の決定にあたり、納税担当課及び公共料金その他で保有する村税等の納付状況に係る情報について、この補助金の担当課の職員が確認することに同意します。

氏名 印

添付書類

- 再生エネルギー利用設備を設置しようとする住宅の位置図及び設置個所の写真
- 再生エネルギー利用設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- 再生エネルギー利用設備を構成する機器の型式及び出力等が確認できる書類

注 「補助金交付申請額」は、太陽光発電で「太陽電池の最大出力合計値」に5万円を乗じて得た額(上限20万円) 太陽熱利用設備で「設置費用の3分の1以内」(上限5万円) 木質バイオマス熱利用設備で「設置費用の2分の1以内」(上限5万円) 但し、いずれも千円未満端数は切り捨て

住 所
氏 名

田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付決定通知書
平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金の交付について、次のとおり決定したので、通知します。

記

1 交付

- | | | |
|---------------------|------|---|
| (1) 再生エネルギー利用設備設置場所 | 田野畑村 | |
| (2) 補助金交付決定額 | 金 | 円 |

2 注意事項

次のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定を取り消すことがあります。

また、補助金を既に交付しているときは、補助金の返還を請求することがあります。

- (1) 虚偽の申請、その他の不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金を再生エネルギー利用設備等の設置以外の用途に使用したとき
- (3) 法定耐用年数の期間内に村長の承諾を受けずに再生エネルギー利用設備を処分したとき

平成 年 月 日

田野畑村長

印

様式第3号（第6条関係）

平成 第 年 月 号
日

様

田野畑村長

印

田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金の交付について、次の理由により
交付しないことに決定したので通知します。

理由

様式第4号(第7条関係)

平成 年 月 日

田野畑村長あて

申請者 住所

氏名

印

電話番号

田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金変更・中止承認申請書
年 月 日付け田野畑村指令 第 号で補助金の交付決定を受けた
田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金について、申請内容を下記のとおり変更・
中止したので申請します。

記

- 1 変更・中止の別 変更・中止
- 2 変更・中止の理由

平成 年 月 日

田野畑村長あて

補助事業者 住所

氏名

印

電話番号

田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金実績報告書

年 月 日付け田野畑村指令 第 号で交付決定を受けた田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金について、対象設備の設置が完了したので、下記のとおり報告します。

記

再生エネルギー利用設備を設置した場所	田野畑村		
工事着工日			
工事完了日又は引き渡し日			
再生可能エネルギー	太陽電池の最大出力合計値	kW(小数点第3位を切り捨て)	
	太陽熱利用設備	規模・能力	
		製造元	
	木質ペレット等利用設備	規模・能力	
製造元			
設置に要した経費(税抜き)			
補助金交付決定額			
工事施工業者			

添付書類

- 1 再生エネルギー利用設備の設置状況を確認できる写真
- 2 再生エネルギー利用設備の設置に要した経費に係る領収書の写し
- 3 電力会社との低圧太陽光発電設備系統系余剰電力売電契約書の写し
- 4 その他村長が必要と認める書類

様式第6号(第9条関係)

平成 第 年 月 日

様

田野畑村長

印

田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました補助事業等については、次のとおり補助金の額を確定したので、田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助金交付決定年月日	年 月 日
補助金交付決定通知額	円
補助金交付確定額	円

- 1 本補助金交付額確定通知書を受けたときは、速やかに補助金交付請求書を提出してください。
- 2 次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、補助金を既に交付しているときは、補助金の返還を請求することがあります。
 - (1) 虚偽の申請、その他の不正行為によって補助金の交付決定を受けたとき
 - (2) 補助金を再生エネルギー利用設備等の設置以外の用途に使用したとき
 - (3) 法定耐用年数の期間内に村長の承認を受けずに再生エネルギー利用設備を処分したとき

様式第7号(第10条関係)

平成 年 月 日

田野畑村長あて

補助事業者 住所

氏名

印

電話番号

田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付請求書

年 月 日付け田野畑村指令 第 号で補助金の交付の決定を受けた標記事業について、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 請求金額 金 円

2 補助金の振込先

支払先 口座	金融機関名	銀行・農協・信漁連 金庫・組合
	支店名	本店・支店・支所・出張所
	預金種別	1 普通 2 当座 3 その他()
		口座番号
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第8号(第12条関係)

田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金に係るシステムの
財産処分承認申請書

田野畑村長あて

田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助金交付要綱第12条に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

- 1 交付決定番号：
- 2 処分の方法：
- 3 処分の理由：
- 4 処分の時期：

平成 年 月 日

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

**田野畑村再生可能エネルギー等導入促進費補助事業
申請・交付手続きの流れ**

